

第11回 江田島市教育委員会（定例会）会議録

平成22年11月15日（月）午後9時30分

江田島市教育委員会会議室に招集した。

－ 開会 午前 9時30分 －

出席委員

委員 長	大石 君枝
教 育 長	万治 功
委員長職務代理者	木葉 登喜夫
委 員	山口 由美子
委 員	平上 博文

事務局の出席	重川 忠道
学校教育課長	御堂岡 健
学校給食共同	
調理場総括場長	浜家 高栄
生涯学習課長	宇根 英治
図書館長	横手 乃文

今回の署名

委員 長	大石 君枝
委 員	山口 由美子

今回の書記

主任主査兼係長	土手 千恵美
---------	--------

議事日程

- |      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 日程第1 | 教育長報告                                       |
| 日程第2 | 会議録署名委員の指名                                  |
| 日程第3 | 議案第24号 江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について       |
| 日程第4 | 議案第25号 江田島市教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について     |
| 日程第5 | 議案第26号 大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について |

その他

重川次長 開会に先立ち互礼を行います。ご起立をお願いします。「礼」後着席をお願いします。

大石委員長 みなさん、おはようございます。11月も押し迫ってまいりました、月が替われば12月となり気忙しい時期となりますが、その中で12・1・2月は学校での研究授業等の行事も色々催されます、みなさん案内等もあるかと思われませんが時間の許す限り出来るだけ参加をお願いします。

それでは、本日の出席委員は5名でございますので定足数に達しております。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

それでは、**日程第1**「教育長報告」を行います。

教育長から、報告事項がありますので、これを許します。万治教育長。

万治教育長 おはようございます。

それでは、教育長報告をさせていただきます。2枚目をお開きください。  
(省略)

大石委員長 ありがとうございます。以上で教育長の報告を終わります。

ただいまの報告についての質問等は日程終了後、その他でお願いします。**日程第2**、会議録署名委員は、会議規則第17条の規定によりあらかじめ署名委員の順番を決めていますので、委員長において山口委員さんを指名いたしますよろしくをお願いします。

では、**日程第3**、議案第24号 江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、を議題といたします提出者からの提案理由の説明を求めます。

万治教育長 それでは失礼します。議案第24号 江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、でございます。第1次江田島市行財政改革実施計画において策定された「使用料・手数料見直しの基本方針」に基づく使用料減免基準の見直しの実施に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第2条第3項の規定により、委員会の意見を求めるものです。内容につきましては教育次長をして説明させます。

重川次長 ただいま議題となっております議案第24号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」の内容についてご説明いたします。提案理由にありましたとおり第1次江田島市行財政改革実施計

画において策定された「使用料・手数料見直しの基本方針」に基づく使用料の見直しの実施に伴い、本則第11条関係の使用料について11公民館の使用料を改正するものです。尚、今回の条例改正は12月定例議会に上程する案件です。使用料改定の基本方針については、使用料負担の軽減を図るため、合併時に調整した使用料標準単価を引き下げ、次の基本方針により公共施設使用料引き下げるものです。

屋内施設は、床面積単価が低い屋内運動場を基準とし、使用料標準単価を引き下げます。概ね400㎡以上集会室の標準単価を1/2に設定し、改定案を策定します。

屋内運動場との整合を図るため、400㎡以上集会室に照明使用料（300円／時間）を設定します。

居室を仕切りにより分割できるものは、分割使用料を設定します。

野外施設については、敷地単価が最も低い総合運動公園を基準とし、敷地面積により改正案を策定します。

それでは、8ページ、9ページをお開きください。江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表です。右が現行で左が改正案でございます。主な改正点は、表中「大ホール・研修室」の使用料が、江田島公民館大ホール「2500円」が「1200円」に、鷺部公民館の研修室「1000円」が「700円」に、切串公民館の大研修室「1600円」が「900円」に、中町公民館の大研修室「2000円」が「1200円」に大柿公民館の大集会室「2800円」が「1400円」に改正し、大きな面積の部屋は分割使用の項目を加え、その他の部屋については100円の減額使用料とするものです。

なお、附則としてこの条例は、平成23年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

大石  
委員長

ただいまの説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。  
今回提出されたのは使用料が高いので見直しをされたという事ですね。

重川  
次長  
大石  
委員長

はい、使用料を低くする事により、より使いやすくするためです。  
外にご質問又はご意見はございませんか。

平上  
委員

質問・意見ではございませんが、使用料減免基準の見直しに向けての、市民の皆様に理解をいただけるよう研究・検討を行った結果だと思われま  
す。財政的に色々問題点が多いようですが、市民の皆様がより使いやすく  
又、光熱費等の負担について、ご理解いただけるようこれからも研究・検  
討をお願いします。

大石委員長 外にご質問又はご意見はございませんか。  
( な し )  
それでは本件の審議を終わります。  
採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

全 員 異議なし

大石委員長 全員異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
続いて**日程第4**、議案第25号「江田島市教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

万治教育長 失礼します。議案第25号 江田島市教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、でございます。  
第1次江田島市行財政改革実施計画において策定された「使用料・手数料見直しの基本方針」に基づく使用料減免基準の見直しの実施に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第2条第3項の規定により、委員会の意見を求めるものです。内容につきましては教育次長をして説明させます。

重川次長 ただいま議題となっております議案第25号「江田島市教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」の内容についてご説明します。提案理由にありましており第1次江田島市行財政改革実施計画において策定された「使用料・手数料見直しの基本方針」に基づく使用料の見直しの実施に伴い、教育集会所（融光・楠田会館）の1時間あたりの使用料について改正するものです。12ページをお開きください。江田島市教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表です。右が現行で左が改正案です。別表（第6条関係）の1時間につきの項中「500円」を「400円」に改めるものです。  
なお、附則としてこの条例は、平成23年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

大石委員長 ただいまの説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。  
( な し )  
それでは本件の審議を終わります。  
採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

全 員 異議なし

大石委員長 全員異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。続いて日程第4、議案第5、議案第26号「大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

万治教育長 失礼します。日程第4、議案第5、議案第26号 大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、でございます。第1次江田島市行財政改革実施計画において策定された「使用料・手数料見直しの基本方針」に基づく使用料減免基準の見直しの実施に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第2条第3項の規定により、委員会の意見を求めるものです。内容につきましては教育次長をして説明させます。

重川次長 ただいま議題となっております議案第26号「大柿自然環境体験学習交流館の一部を改正する規則案について」の内容についてご説明いたします。提案理由にありましたとおり第1次江田島市行財政改革実施計画において策定された「使用料・手数料見直しの基本方針」に基づく使用料の見直しの実施に伴い、1時間あたりの使用料について改正するものです。15ページをお開きください。大柿自然環境体験学習交流館の一部を改正する条例案新旧対照表です。右が、現行左が、改正案です。改正点は、別表（第10条関係）研修室等の項中「500円」を「400円」に改めるものです。

なお、附則としてこの規則は、平成23年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

大石委員長 ただいまの説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。  
( な し )

それでは本件の審議を終わります。  
採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

全 員 異議なし

大石委員長 全員異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
以上で本日の日程は、全て終了いたしました。  
これよりその他に入ります。何かありませんか。

重川 添付してあります資料について説明させていただきます。  
次長 資料1 江田島幼稚園運営方針につきましては、後ほど学校教育課長から説明いたします。  
資料2 及び、各小中学校の学校便りにつきましては、私が説明いたします。  
では、資料2の「江田島市立公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について」ご説明いたします。先の議案の提案理由にありましたとおり第1次江田島市行財政改革実施計画において策定された「使用料・手数料見直しの基本方針」に基づき、市長部局土木建築部都市整備課の使用料減免基準の見直しの実施に伴い、現行条例の一部を改正するものです。4ページをお開きください。別表第2（第13条関係）有料公園施設等美能グランド公園の項、公園施設等名の欄に「グランド」を加えたこと。別表第4（第15条関係）1有料公園施設等の使用料「グランド又は多目的広場」について総合運動公園を標準単価として敷地面積により使用料を再区分し改正をします。「グランド」（能美運動公園）と「グランド及び多目的広場」（江田島公園・鹿田公園・美能グランド公園）に区分しています。使用料は改正案のとおりです。  
資料番号は付けていませんが、前回第11回の教育委員会議後の各小中学校の学校便りを添付しておりますので、お読みください。  
資料1「江田島市幼稚園運営方針」につきましては、学校教育課長が説明いたします。

御堂岡 失礼します。資料1につきましては、先日10月29日江田島幼稚園の課長 保護者の方を対象とした説明会で使用したものでございます。方針→時期→方法の順で説明させていただきました。経緯については、幼保一元化に向けた国の動き・平成22年8月現在の在園児数等についてと、特徴としまして江田島市の場合は保育園が充実しており、幼稚園在籍園児含めても保育園の受入は可能であるという説明をいたしました。

尚、この後、定例会終了後に先月の定例会にて、了解をいただきました学校視察として、大柿中学校を視察していただき、仮設校舎での生徒の様子・工事の様子等を見ていただきたいと思います。以上でございます。

大石 ありがとうございます。外に何かありますか？  
委員長  
横手 失礼します。図書館から江田島図書館の「イメージキャラクター」の募集結果について、ご説明します。（応募作品数・選考方法等の説明）  
館長

重川 12月教育委員会議の日程ですが、第3月曜日が20日となっております  
次長 ので、20日に開催したいと思いますがいかがでしょうか。

また、12月には山口委員の任期が27日となっていること。また、委員長選挙がありますので、28日（火）に開催したいとお思いますので予定しておいてください。以上でございます。

大石 委員長 みなさん12月の定例会の日程について、事務局からの提案とおりでよろしいでしょうか。

全 員 よろしいです。

大石 委員長 それでは、これより大柿中学校に視察訪問ということで、みなさんよろしくお願ひします。

全 員 お願ひします。

－ 閉会 午前10時30分 －

平成22年 月 日

会議録署名 教育委員長

教育委員

会議録作成者 総務係